

心理学研究科 博士課程（後期課程）入学試験要項

1. 募集する課程・専攻および募集人数

課 程	専 攻	募集人数
博士課程(後期課程)	心理学専攻	6名

- ※ 標準修業年限は3年です。
- ※ 心理学研究科では、2010年4月入学者より長期履修学生制度を適用しています。長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限である3年間では大学院の教育課程の履修が困難な者に限り、最長6年間で計画的に教育課程を履修し、修了する制度です。申請方法等の詳細はP.113、およびP.128を参照してください。
- ※ 心理学研究科は京田辺校地が履修校地となります。

2. 出願資格

- (1) 修士の学位を得た者、および2026年3月に修士の学位を得る見込みの者。
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者、および2026年3月末日までに修士の学位に相当する学位を得る見込みの者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を得た者、および2026年3月末日までに修士の学位に相当する学位を得る見込みの者。
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を得た者、および2026年3月末日までに学位を得る見込みの者。
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および2026年3月末日までに学位を得る見込みの者。
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者、および2026年3月末日までに認められる見込みの者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。
- (8) 本大学院において、「個別の出願資格審査」により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2026年3月末日までに満24歳に達するもの。

- ※ 入学試験合格者で、2026年3月末日までに出願資格の要件を満たさなかった者は入学を許可しません。
- ※ 「個別の出願資格審査」による出願希望者は、事前の認定審査が必要です。ご希望の場合は、2025年11月14日（金）～11月20日（木）の期間に「入学試験出願資格認定審査調書」（本学所定フォーム）を提出してください。追って審査結果をお知らせします。

所定のフォーマットは心理学研究科 HP (<https://psych.doshisha.ac.jp/admission/> 或いは右のQRコード) からダウンロードできます。



受付時間 9:00～11:30, 12:30～17:00
(土曜、日曜、祝日は受け付けません)

受付場所 京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）(〒610-0394 京田辺市多々羅都谷1-3)
郵送で提出する場合

- (1) 必ず簡易書留速達郵便とし、「心理学研究科 博士課程（後期課程）入学試験出願資格認定審査調書在中」と明記してください。
- (2) 必ず、受付期間内に到着するように発送してください。

3. 試験会場

同志社大学京田辺校地京田辺キャンパス（京田辺市多々羅都谷1-3）で実施し、教室は受験票送付時に指示します。

4. 出願受付

※ 出願前に研究内容についての相談が必要です。指導を希望する教員宛に、必ずメールで連絡してください。連絡先は研究計画概要書（6. 出願書類「研究計画概要等」参照）でご確認ください。

受付期間 2026年1月9日（金）～1月15日（木）（郵送の場合は締切日消印有効）

ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けません。

受付時間 9：00～11：30、12：30～17：00

受付場所 京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）（〒610-0394 京田辺市多々羅都谷1-3）

郵送出願の場合

必ず簡易書留速達郵便とし、本学所定の「宛名ラベル」を使用してください（宛名ラベルは、本学ホームページから出願用所定用紙とともにダウンロードいただけます）。

5. 試験日時・科目

専攻	試験日			
心理学	2月14日(土)		英語 (100点)	□頭試問 (100点)

[注1] 「□頭試問」には、修士論文あるいは研究計画書の評価を含みます。

[注2] 「英語」および「□頭試問」の集合時間は受験票発送時に指示します。

[注3] 「英語」では、辞書の持込みはできません。試験時間は90分です。

[注4] 「□頭試問」において研究計画についてのプレゼンテーション形式の発表を行っていただきます。詳細については、受験票と同時に関係資料をお送りします。

[注5] 自然災害、その他不可抗力による事故等が発生した場合、試験の延期等の措置をとることがあります。延期等の措置をとる場合は、大学ホームページ、心理学研究科ホームページ等で告知しますので確認してください。

6. 出願書類

<p>入学志願票 (本学所定用紙)</p> <p>※入学試験要項(願書)に同封。 ホームページからダウンロードはできません。</p>	<p>「志願票記入上の注意」にしたがって記入してください。</p> <p>入学検定料納入後の入学志願票は次のように処理してください。</p> <p>(1) 金融機関から納入する場合(ゆうちょ銀行およびATMは不可)</p> <p>大学院志願票① 写真票② 受験票⑤</p> <p>——— 本学へ提出 (写真票②に取扱金融機関収納印のないものは出願を受理しません)</p> <p>振込依頼書③…………… 入学検定料を納入した金融機関が保管します。</p> <p>入学検定料領収証④… 取扱金融機関収納印を確かめ、大切に保管してください。</p> <p>(2) コンビニエンスストアから納入する場合</p> <p>大学院志願票① 写真票② 受験票⑤</p> <p>——— 本学へ提出 (写真票②にコンビニエンスストア入学検定料収納証明書が貼付されていないものは出願を受理しません)</p> <p>※コンビニエンスストアを利用する場合は、振込依頼書③および入学検定料領収証④を使用しません。</p>
成績証明書	<p>出身大学長証明のもの(博士課程(前期課程)または修士課程で修得した全科目の成績および単位数を記入のもの)。</p> <p>※出願資格(3)に該当する者は不要。</p>
研究計画概要等	<p>自己のテーマに関する研究成果と将来の研究計画をまとめ、心理学研究科HP (https://psych.doshisha.ac.jp/admission/ 或いは右のQRコード) から所定のフォーマットをダウンロードのうえ記入して下さい。</p> <p>※2,000字以内(引用文献は含まない)、A4判、裏面使用可</p> <p>心理学の修士論文を書いたものは修士論文またはその写しも提出してください。</p> <p>※修士論文の返却を希望する方は、その旨がわかるようメモ等を添付してください。</p>



修士学位取得(見込)証明書	出身大学長証明のもの。
学歴及び職務経歴書	学歴、職務経歴について、心理学研究科 HP (https://psych.doshisha.ac.jp/admission/ 或いは右の QR コード) から所定のフォーマットをダウンロードし記入してください。 
写 真 1 枚	出願前3か月以内に撮影した正面半身脱帽、背景無地のカラー写真(タテ3cm×ヨコ2.4cm：自動車運転免許証用と同サイズ)を写真票②の貼付欄に貼付してください(裏面に必ず氏名と生年月日を記入してください)。 なお、入学が許可された場合には、学生証用写真や教務情報等に使用します。
宛名シール1枚(2連) (本学所定用紙) <small>※入学試験要項(願書)に同封。 ホームページからダウンロードはできません。</small>	志願票記載の本人現住所を記入してください。

※ 上記の書類をとりそろえ、京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）へ提出（郵送も可）してください。後日、受験票を郵送いたします。

※ **いったん受け付けた書類は修士論文を除き一切返還いたしません。**

※ 出願受付後は志望研究科の変更はできません。

7. 合格者発表

2026年2月20日（金）

受験者には可否通知を本人現住所宛に速達で郵送します。

合格者発表に関する電話等の問い合わせには一切応じません。

8. その他

長期履修学生制度

心理学研究科での履修において、職業を有している等の事情により標準修業年限（博士後期課程3年）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望される方は、所定の申請手続きがありますので、2025年11月28日（金）までに、京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）までお問い合わせください。

(1) 対象者

- ① 職業を有している方
- ② 育児、長期介護等の事情により、標準修業年限で修了することが困難な方
- ③ その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると心理学研究科長が認めた方

(2) 長期履修期間

長期履修の期間は、1年を単位として、4年以上6年まで認める。

(3) 長期履修学生の学費

- ① 授業料 標準修業年限までの合計額を長期履修許可年限で除した額
- ② 教育充実費 標準修業年限の間は、所定の額
標準修業年限を超えた学期以降は、半額

詳細は P.128 を参照してください。

※外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）は、長期履修学生制度に申請することはできません。

「入学検定料および納入方法」、「障がい等のある受験生の受験に際しての要望について」、「入学手続」は P.124 を参照してください。